

一般社団法人 富山県社会福祉士会
第16回 定時社員総会

議案資料集

日時 2024年5月25日（土）14:00～

場所 富山県民会館 会議室301

一般社団法人 富山県社会福祉士会

第16回 定時社員総会 次第

- 1 開会の辞
- 2 会長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 審議事項
第1号議案 2023年度事業報告
第2号議案 2023年度決算報告および監査報告
- 6 その他
- 7 議長退任
- 8 閉会の辞

第1号議案 2023年度事業報告

1 法人運営 総務委員会

(1) 会員数 (2024年3月31日現在)

485名

(2) 総会の開催

① 定時社員総会 (第15回)

日時: 2023年5月27日 14:00~14:53

会場: サンシップとやま研修室 601

② 臨時社員総会

日時: 2024年3月21日 19:30~20:00

会場: 富山県民会館会議室 509

(3) 理事会の開催 計9回

① 開催日 2023年4月20日◎、7月6日、9月7日、10月12日、11月16日、
12月18日◎、2024年1月18日、2月15日、3月21日
(※◎はオンライン開催日)

② 制定・改正された規程等 (参考資料2~7)

- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規則
2023年9月7日制定
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会会費等に関する規則
2023年9月7日制定
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会弔慰金支給規程
2023年9月7日一部制定
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会費用弁償に関する規程
2023年10月12日一部改正
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会顧問弁護士設置要綱
2023年10月12日一部改正
- ・ 一般社団法人富山県社会福祉士会WEB会議システムの運用指針
2023年10月12日制定

(4) 国家試験対策

2023年度社会福祉士全国統一模擬試験は4年ぶりに会場受験を実施

開催日: 2023年9月30日

会場: ボルファートとやま 琥珀の間

受験者数: 78名

(5) 会報「鰯おこし」の発行

第110号~第112号 計3号発行

(6) 各種大会・研修会・会議などの出席(オンライン開催含む)

①【富山県社会福祉士会として出席した会議等】

月 日	各種大会・研修会・会議等	主催者等	出席者
2023年 4月25日	後見制度運用等改善協議会	富山家庭裁判所	酒井誠 大久保雅巳氏
4月27日	富山県福祉・介護職員合同入職式 2023	富山県社会福祉協議会	中山光明
5月29日	富山県いじめ問題対策連絡会議	富山県	清水剛志
6月17日	日本社会福祉士会通常総会	日本社会福祉士会	中山光明
6月30日	高岡市いじめ問題対策連絡協議会	高岡市教育委員会	中山光明
7月3日	滑川市成年後見サポートセンター協議会	滑川市	萩原美紀子
7月11日	氷見市いじめ問題専門家委員会	氷見市教育委員会	清水剛志
7月12日	呉西地区成年後見センター 成年後見推進委員会	高岡市社会福祉協議会	永野美江
7月14日	後見制度運用等改善協議会	富山家庭裁判所	酒井誠 片岡慎也
8月22日	第1回富山市成年後見推進協議会	富山市社会福祉協議会	岩崎久憲
8月27日	高齢者・障害者虐待対応に関する 事業説明会(オンライン)	日本社会福祉士会	酒井誠 相山馨
9月2日	第1回日本社会福祉士会臨時総会	日本社会福祉士会	清水剛志
9月2日・ 3日	都道府県社会福祉士会正副会長会議	日本社会福祉士会	清水剛志
10月29日	都道府県ばあとなあ連絡協議会 (オンライン)	日本社会福祉士会	酒井誠 岩崎久憲 片岡慎也 石坂留美氏
11月4日	がんばる介護職員表彰式	富山県社会福祉協議会	中山光明
11月4日	介護の日フェスティバル	介護の日実行委員会	中山光明 片岡慎也
11月9日	学びの多様化学校の設置に関する有識者 会議	富山市教育委員会	酒井誠
11月13日	社会福祉施設・団体正副会長連絡協議会	富山県社会福祉協議会	清水剛志 岡本達也
11月30日	富山市教育委員会いじめ問題対策委員会	富山市教育委員会	清水剛志
12月16日	ばあとなあ北陸ブロック三県会議 (オンライン)	富山県社会福祉士会	酒井誠 岩崎久憲 片岡慎也
12月21日	富山市教育委員会いじめ問題対策委員会	富山市教育委員会	清水剛志
12月26日	外部評価委員会	富山国際大学	清水剛志

月 日	各種大会・研修会・会議等	主催者等	出席者
2024年 1月26日	家事関係機関と家裁との協議会	富山家庭裁判所	岩崎久憲 岡本達也
2月2日	氷見市いじめ問題専門家委員会	氷見市教育委員会	清水剛志
2月13日	高岡市いじめ問題対策連絡協議会	高岡市教育委員会	中山光明
2月15日	事務局代表者会議	日本社会福祉士会	大坂千賀子 今井里佳子
2月16日	災害時協定締結機関との意見交換会	富山市	酒井誠
2月20日	富山県福祉カレッジ研修カリキュラム 検討分科会（書面開催）	富山県社会福祉協 議会	中山光明
2月25日	都道府県社会福祉士災害担当 者会議 （オンライン）	日本社会福祉士会	岡本達也
2月27日	第2回富山市成年後見推進協 議会	富山市社会福祉協 議会	岩崎久憲
3月1日	後見制度運用等改善協議会	富山家庭裁判所	岩崎久憲 片岡慎也
3月2日	全国介護事業者連盟富山県支 部設立総会	全国介護事業者連 盟	岡本達也
3月16日	第2回日本社会福祉士会臨時 総会	日本社会福祉士会	清水剛志
3月21日	富山県福祉カレッジ運営委員 会及び富山県 福祉人材センター運営委員 会	富山県社会福祉協 議会	清水剛志
3月26日	富山県社会福祉協議会 評議 員会	富山県社会福祉協 議会	清水剛志
3月27日	富山県福祉人材確保対策会 議	富山県社会福祉協 議会	清水剛志
3月28日	富山県災害福祉広域支援ネッ トワーク協 議会	富山県災害福祉広 域支援ネットワー ク協議会	清水剛志

②【推薦研修として参加】

月 日	事業内容	主催者	出席者
2023年 6月28日	都道府県士会体制整備支援連 続勉強会 第1回勉強会	日本社会福祉士会	酒井誠 相山馨 岩崎久憲 片岡慎也 永野美江
9月26日	都道府県士会体制整備支援連 続勉強会 第2回勉強会	日本社会福祉士会	酒井誠 岩崎久憲 岡本達也 片岡慎也 永野美江

月 日	事業内容	主催者	出席者
2023年 11月13日	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修 権利擁護支援担当アドバイザー対象	厚生労働省（運営： 一般財団法人長寿社会 開発センター）	岩崎久憲
11月22日	都道府県士会体制整備支援連続勉強会 第3回勉強会	日本社会福祉士会	酒井誠 岩崎久憲 片岡慎也
12月15日	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修 権利擁護支援担当アドバイザー対象	厚生労働省（運営：一 般財団法人 長寿社会 開発センター）	岩崎久憲

③その他富山県社会福祉士会として出席した会議・委員会等

射水市障害者虐待防止ネットワーク会議
射水市障害者差別解消支援地域協議会
富山県障害者介護給付費等不服審査会
一般社団法人富山県介護支援専門員協会理事
富山市社会福祉協議会 受任調整会議

(7) 役員体制

①役員体制（任期2023年度～2024年度）

役職名	氏名	所属
会長（代表理事）	清水 剛 志	しみず社会福祉士事務所
副会長（理事）	中山 光 明	医療法人社団桑山会 長寿苑
副会長（理事）	酒 井 誠	一般社団法人ゆい社会福祉士共同事務所
理事	相 山 馨	富山国際大学
理事	岩 崎 久 憲	まるまる居宅介護支援事業所
理事	浦 本 容 子	とも社会福祉士事務所
理事	岡 本 達 也	一般社団法人富山県社会福祉士会
理事	片 岡 慎 也	オフィスカタオカ合同会社 かたおかケアマネジャー事務所
理事	後 平 智 孝	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
理事	永 野 美 江	一般社団法人ときわ社会福祉士共同事務所
理事	野 村 幸 伸	社会福祉法人戸出福祉会 だいが苑
理事	萩 原 美 紀 子	かみいち総合病院
理事	原 田 恭 輔	社会福祉法人あしつき あしつきふれあいの郷
監事	岡 本 久 子	社会福祉法人くるみ
監事	寺 岡 栄 一	社会福祉法人射水福祉会

②事務局体制

場 所：富山福祉短期大学内（富山県射水市三ヶ 579）

対応時間：10：00～15：00（月、火、木、金曜日）

職員体制：事務局員 2 名

（8）その他

①公益社団法人日本社会福祉士会 理事 岡本 達也

（任期：2023 年通常総会から 2025 年通常総会まで）

2 生涯研修委員会

（1）基礎研修の開催

公益社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度における『基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）』を開催した。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、座学の講義部分は日本社会福祉士会の e-ラーニング講座を採用した。集合研修で行う演習部分については、基礎研修Ⅰは会場参集型で、基礎研修Ⅱ、Ⅲはオンラインで開催した。オンライン開催に際して事前に説明会・交流会を開催した。基礎研修Ⅲについては北陸三県で共催しており、各県は、担当科目の運営と修了評価、自県受講者の事務管理や連絡調整を行っている。

①基礎研修Ⅰ 申込者数 18 名
修了者数 17 名

科目	開催日	会場	受講者数	講師
社会福祉士会独自研修 ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	2023 年 10 月 7 日	富山市総合社会 福祉センター	17 名	清水剛志 北滝めぐみ氏
権利擁護・法学系科目Ⅰ	12 月 9 日	富山市総合社会 福祉センター	18 名	北滝めぐみ氏

② 基礎研修Ⅱ 申込者数 14 名（表の受講者数は再履修者や他県振替受講者があり一致しない）
修了者数 11 名

科目	開催日	会場	受講者数	講師
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	2023 年 5 月 20 日	オンライン	14 名	相山馨
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	6 月 17 日	オンライン	12 名	相山馨
地域開発・政策系科目Ⅰ	7 月 8 日	オンライン	12 名	後平智孝
地域開発・政策系科目Ⅰ	8 月 19 日	オンライン	12 名	後平智孝
人材育成系科目Ⅰ	10 月 21 日	オンライン	10 名	萩原美紀子
権利擁護・法学系科目Ⅰ	11 月 18 日	オンライン	10 名	永野美江
権利擁護・法学系科目Ⅰ	12 月 16 日	オンライン	10 名	柴田稔氏
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	2024 年 1 月 20 日	オンライン	9 名	山下千浪氏
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	2 月 17 日	オンライン	11 名	山下千浪氏

③ 基礎研修Ⅲ 申込者数 15 名 (表の受講者数は富山県、石川県、福井県受講者の総数)
修了者数 14 名

科目	開催日	運営担当県	受講者数	講師
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	2023年 5月20日	福井県		
実践評価・実践研究系科目Ⅰ ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	6月24日	福井県		
実践評価・実践研究系科目Ⅰ	7月22日	福井県		
権利擁護・法学系科目Ⅰ	8月20日	富山県	30名	酒井誠
地域開発・政策系科目Ⅰ	9月16日	石川県		
サービス管理・経営系科目Ⅰ	10月14日	石川県		
サービス管理・経営系科目Ⅰ	11月18日	石川県		
人材育成系科目Ⅰ	12月17日	富山県	32名	萩原美紀子
地域開発・政策系科目Ⅰ	2024年 2月24日	石川県		

④基礎研修オンライン説明会・交流会

対象者	開催日	開催方法	参加人数
基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲ受講者	2023年5月11日	オンライン	15名

(2) 生涯研修委員会の開催

基礎研修の円滑な運営を図るため、生涯研修委員会を開催した。

回数	開催日	会場	参加人数
第1回	2023年8月30日	オンライン	6名
第2回	2024年1月20日	富山県民会館	6名

(3) 北陸三県生涯研修担当者会議への参加

回数	開催日	開催方法	参加人数
第1回	2023年11月20日	オンライン会議	2名

(4) 全国会議への参加

①全国生涯研修委員会会議への参加 (主催：日本社会福祉士会)

回数	開催日	開催方法	参加人数
第1回	2023年5月14日	オンライン会議	3名
第2回	9月23日	会場参集 (東京都)	1名

②生涯研修センター協議会への参加 (主催：日本社会福祉士会、東海北陸ブロック代表として)

回数	開催日	開催方法	参加人数
第1回	2023年6月25日	オンライン会議	1名
第2回	11月3日	オンライン会議	1名

(5) 基礎研修講師養成研修への会員の派遣

研修名	開催日	開催方法	参加人数
2023 年度基礎研修講師養成研修 (主催：日本社会福祉士会)	2024 年 2 月 10 日、11 日	オンライン研修	3 名

3 権利擁護委員会

権利擁護センターぱあとなあ富山は、登録者 57 名のうち 45 名が受任し、全体の受任件数は 257 件となった(2024 年 1 月末現在)。2023 年度は、候補者の推薦依頼件数 59 件に対して 35 件の推薦を行った(辞退件数 24 件)。候補者のなり手不足が深刻化している。第二期成年後見制度利用促進基本計画の動向を踏まえ、昨年につき、専門職団体として家庭裁判所の協議会や中核機関の各種委員会へ出席し、地域における権利擁護体制の構築に向けて話し合った。

また、虐待対応専門職チームの派遣については、今年度から富山県の委託を受け「権利擁護対応相談窓口」として、市町村を対象とした相談対応・アドバイザー派遣を行った。

(1) ぱあとなあ富山 ※再掲あり

①【定例会・交流会・意見交換会】※オンライン開催含む

事業内容	開催日	会場	参加人数
県東部定例会	2023 年 4 月 27 日、5 月 25 日、 6 月 22 日、7 月 27 日、 8 月 19 日、9 月 28 日、 10 月 26 日、11 月 30 日 2024 年 1 月 25 日、3 月 28 日 計 10 回	富山市総合 社会福祉セ ンター	4～10 名
県西部定例会	2023 年 4 月 15 日、5 月 20 日、 6 月 17 日、7 月 15 日、 8 月 19 日、9 月 16 日、 10 月 21 日、11 月 18 日 2024 年 1 月 20 日、2 月 17 日、 3 月 16 日 計 11 回	高岡市社会 福祉協議会	4～10 名
ぱあとなあ北陸ブロック 三県会議	2023 年 12 月 16 日	オンライン 会議	富山県か ら 3 名
後見実務運用改善等協議会 家事関係機関との連絡協議会	2023 年 4 月 25 日、7 月 14 日 2024 年 1 月 26 日、3 月 1 日 計 4 回	富山家庭裁 判所	ぱあとな あ富山 から 2 名

②【研修会・研究会】

事業内容	開催日	会場	参加人数
成年後見活用実務セミナー ※赤い羽根共同募金助成事業	2024年1月11日	オンライン 研修	67名
人材育成研修（委託集合研修） ※石川県・福井県・富山県共催 （主管団体は福井県）	2023年 9月16日、10月21日、 11月18日、12月16日 計4回	オンライン 及び集合 研修	44名修了（うち 富山県9名）
名簿登録研修	2024年1月27日	富山県民会館	12名
フォローアップ研修	2024年2月20日	富山県民会館	21名

③【相談員（助言者）派遣】

事業内容	開催日	会場	件数
ぱあとなあ専用携帯による一般 電話相談	随時		相談 30件程
射水市主催 「成年後見制度相談会」 各回1名派遣	2023年 6月28日、 9月27日、 12月27日 2024年3月27日 計4回	射水市役所	各回0～ 2件程度
氷見市手をつなぐ育成会主催 「成年後見相談会」 各回2名派遣	2023年9月12日 2024年2月13日 計2回	氷見市役所	4件
会議等のアドバイザー（助言者） 各1名派遣	2024年2月16日、 3月2日	立山町 八尾南地域包括支援 センター	2件
介護の日フェスティバル 2名派遣	2023年11月4日	ファボーレ	
リーガルサポート富山県支部 主催「成年後見無料相談会」	2023年 9月23日・24日 計2回	富山県民会館	3件

④【講師派遣】

事業内容	開催日および依頼先	参加人数
「高齢者障がい者の権利擁護の ための出前講座」 （成年後見制度・日常生活自立支 援事業活用啓発事業：富山県社会 福祉協議会共催事業） 各回1名派遣 ※赤い羽根共同募金助成事業	2023年 10月26日 魚津市地域包括支援センター 2024年 1月29日 立山町地域包括支援センター 3月13日 新湊東地域包括支援センター	各回 10～40 名
ぱあとなあ富山による出前講座	2023年9月28日 社会福祉法人戸出福祉会 12月20日 黒部市	10～20 名
魚津市市民後見人養成講座 のべ5名の講師を派遣	2023年12月11日、12月14日、12月18日 計3回	各回 約10名

⑤ 【活動審査・業務監査・受任者支援】

事業内容	開催日	会場	参加人数
活動報告書審査（一次審査）	2023年4月29日	ときわ社会福祉士共同事務所	3名
業務監査委員会（二次審査） ※詳細は（2）業務監査委員会を参照	2024年3月6日	富山県民会館	7名

⑥ 【ぱあとなあ富山運営】

事業内容	開催日	会場	参加人数
後見部会	2023年8月25日	オンライン会議	6名
ぱあとなあ富山運営委員会	理事会に併せて開催		

⑦ 【都道府県ぱあとなあ連絡協議会等への出席】 ※再掲あり

事業内容	開催日	会場	参加者
都道府県ぱあとなあ連絡協議会	2023年10月29日	オンライン会議	酒井誠 岩崎久憲 片岡慎也 石坂留美氏

2024年2月報告 活動状況

2024年2月報告 (新規・更新者)	現在の活動の有無 (2024年1月31日現在)	受任者 (内訳)	20件以上	1名 (前回0)
	登録者	受任者	15~19件以上	2名 (前回2)
57	45		10~14件以上	7名 (前回9)
(前回57名)	(前回41名)		5~9件	8名 (前回8)
			2~4件	18名 (前回13)
			1件	9名 (前回9)
				計45名

累計件数 (単位：件)

法定後見			後見監督人・任意後見監督人			任意後見人			合計		
これまでの受任数①	終了・辞任数②	現在の活動数③=①-②	これまでの受任数①	終了・辞任数②	現在の活動数③=①-②	これまでの受任数①	終了・辞任数②	現在の活動数③=①-②	これまでの受任数合計	終了・辞任数合計	現在の活動数合計
455	202	253	8	5	3	3	2	1	466	209	257
(前回) 440	205	235	6	4	2	5	4	1	451	213	238

現在の受任件数 内訳											(単位：件)
法定後見			監督人				任意後見				合計
後見	保佐	補助	後見監督	保佐監督	補助監督	任意後見監督	任意後見契約のみ	任意後見+任意代理	任意後見人と活動中	任意代理のみ締結	
183	55	15	1	1	1	0	0	1	0	0	257
(前回) 174	48	13	0	1	1	0	0	1	0	0	238

※2024年2月報告より「活動報告システム（ネットワーク経由での報告）」を導入した関係で多少の誤差が生じている。例）終了・辞任件数の減少など

(2) 業務監査委員会

ばあとなあ富山名簿登録者が提出した活動報告書の二次審査として実施した。主に受任者支援のあり方について検討した。

開催日：2024年3月6日

会場：富山県民会館及びオンライン

出席者：外部委員3名（※）含め7名

※有澤和毅委員（弁護士）、宮部真弥子委員（精神保健福祉士）、水原延幸委員（司法書士）

(3) 虐待対応部会

①高齢者・障がい者虐待対応専門相談事業（専門職チームの派遣）

事業内容	開催日および依頼先	派遣人数
高齢者・障がい者に関する虐待対応判断会議や研修会等に専門職（弁護士及び社会福祉士）を派遣した	2023年	
	6月29日 富山県	1名
	8月21日 富山県	10名
	8月31日 富山県	8名
	9月5日 富山県	8名
	9月11日 滑川市	2名
	10月3日 入善町	2名
	10月16日 富山県	2名
	10月23日 富山県	3名
	11月20日 富山県	3名
	2024年	
	1月24日 滑川市	2名
	1月25日 富山県	3名
	2月19日 富山県	3名
2月26日 滑川市	1名	

②会議・研修会

事業内容	開催日	会場	参加人数
権利擁護対応相談窓口連携会議	2023年6月19日 2024年2月19日 計2回	富山県教育文化 会館(オンライン併用)	18名 14名
専門職チーム定例会	2023年7月13日 12月18日 計2回	オンライン	12名 12名
専門職チーム研修会	2023年6月19日	富山県教育文化 会館(オンライン併用)	13名

4 子ども家庭支援委員会

(1) スクールソーシャルワーカー活動支援

スクールソーシャルワーカー活用事業において富山県教育委員会、富山市教育委員会に現任スクールソーシャルワーカーの活動支援や新任スクールソーシャルワーカーの紹介を行った。また、富山県及び富山市のいじめ問題対応に関する委員として派遣を行うとともに、社会福祉士のスクールソーシャルワーカーとしての活動を支援し、事例検討及び研修会を行った。

①事例研究検討会・研修会

事業内容	開催日	会場	参加人数
事例研究検討	2023年 7月20日、10月20日 2024年2月27日 計3回	高岡市役所	7～8名
スクールソーシャルワーカー実践 養成研修 ※赤い羽根共同募金助成事業	2024年2月23日	富山県民会館	23名

5 ソーシャルワーク委員会

社会福祉士は地域共生社会の実現における中心的な役割を担う専門職として位置づけられていることから、多様で複雑な対象者のニーズに対応する専門性を高めるとともに、効果的なソーシャルワーク実践を展開できる知識や技術を身につけるための「ソーシャルワーク研修会」を開催した。

また、本会とソーシャルワークを共通基盤として活動している富山県医療ソーシャルワーカー協会、富山県精神保健福祉協会とともに「ソーシャルワーク三団体合同研修」を開催し、ソーシャルワーカーとしての連携を図り、県内におけるソーシャルワーク専門職のネットワークの構築に努めた。

(1) ソーシャルワーク研修会 (※赤い羽根共同募金助成事業)

事業内容	開催日	参加人数
第1回「家族造形法による事例検討～家族システム論をベースにした家族のアセスメントとアプローチ～」 講師 寺本社会福祉士事務所代表 寺本紀子 氏	2023年 10月28日	40名
第2回「スクールソーシャルワーカーの実践～富山県の実状を踏まえて～」 講師 富山県社会福祉士会会長 清水剛志	12月21日	15名
第3回「こども家庭福祉の動向と求められる社会福祉士の役割」 講師 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部社会福祉学科 教授 学科長 武庫川女子大学 学生相談センター長 倉石哲也 氏	2024年 1月26日	28名
※こども家庭支援委員会との合同企画		

(2) ソーシャルワーク三団体関連

①2023年度富山県ソーシャルワーカーデー (主管団体：富山県社会福祉士会)

開催日：2023年7月8日

テーマ：「ソーシャルワーカーを知ろう！」

参加者：112名 (内訳：社会福祉士会 26名、精神保健福祉士協会 11名、
医療ソーシャルワーカー協会 21名、一般 16名、学生 38名)

②2023年度富山県ソーシャルワーク三団体合同研修会
(主管団体：富山県社会福祉士会)

開催日：2023年11月23日

テーマ：「地域共生社会におけるソーシャルワーカーの役割
～ソーシャルワーク専門職である私たちにできること～」

講師：公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長
聖学院大学 心理福祉学部心理福祉学科 教授 田村 綾子 氏

医療法人社団和敬会 脳と心の総合健康センター
センター長 宮部 真弥子 氏

参加者：55名 (内訳：社会福祉士会 20名、精神保健福祉士協会 14名、
医療ソーシャルワーカー協会 21名)

6 災害対策委員会

日本社会福祉士会の災害対応ガイドラインに基づき、富山県総合防災訓練への出展やフォーラムを開催し、行政や民間団体との連携を推進した。

また、令和6年1月1日に発災した能登半島地震においては、災害対策本部を立ち上げるとともに、日本社会福祉士会、石川県社会福祉士会と連携して支援活動を開始した。

地震発災直後に富山県に対しても支援協力の申し入れを行い、会員による災害現地支援は現在も継続中である。

(1) 富山県総合防災訓練への参加、展示ブース開設

日 時：2023年8月27日8:30～12:00

会 場：高岡テクノドーム

内 容：初動の伝達訓練、現地参集訓練、広報活動
約10名参加、展示ブース来訪者約250名

(2) 公民連携 地域防災フォーラム（※赤い羽根共同募金助成事業）

日 時：2024年1月31日16:00～17:00

会 場：富山県防災危機管理センター

内 容：行政、県社協、JCなどとの連携について実例を交えて協議 約30名参加

(3) 富山県及び日本社会福祉士会、富山県社会福祉協議会などとの連携

富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に清水会長が出席し、日本社会福祉士会主催都道府県社会福祉士会災害担当者会議に岡本理事が出席し、連携をはかった。

※再掲

月 日	会議等	主催者	出席者
2024年 2月25日	都道府県社会福祉士災害担当者会議 (オンライン)	日本社会福祉士会	岡本達也
3月28日	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	清水剛志

7 刑事司法福祉委員会

触法者更生の支援を図るため、弁護士会や他団体と連携し、生活困窮や再雇用などについて支援体制を整備することを目的とし、介護殺人や触法者の社会を取り巻く環境や他者との関係性を調査研究した。

事業内容	開催日	参加人数
触法者更生の支援方法の検討打合せ	2023年10月13日	2名

第2号議案 2023年度決算報告および監査報告

1 2023年度決算報告

第16期

決算報告書

自：令和5年4月1日
至：令和6年3月31日

〒939-0341
富山県射水市三ヶ579
富山福祉短期大学内

一般社団法人 富山県社会福祉士会
(法人番号：7230005007696)

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	4,620,000	4,899,500	-279,500
4141 正会員受取会費	4,620,000	4,899,500	-279,500
事業収益	2,578,770	4,126,266	-1,547,496
4115 生涯研修事業収入	790,000	979,000	-189,000
4116 研修受講料収入	140,000	1,840,000	-1,700,000
4117 国家試験対策事業収入	366,970	28,000	338,970
4119 ばあとなあ事業収入	954,800	924,650	30,150
4114 赤い羽根共同募金助成金	327,000	354,616	-27,616
都道府県受託金収益	1,056,848		1,056,848
4120 権利擁護相談窓口事業受託金収入	1,056,848		1,056,848
受取負担金	125,000		125,000
4171 受取負担金	125,000		125,000
雑収益	200,121	113	200,008
4191 受取利息	121	113	8
4193 雑収益	200,000		200,000
経常収益計	8,580,739	9,025,879	-445,140
(2) 経常費用			
事業費	3,722,265	2,810,848	911,417
5111 会議費	58,586	11,658	46,928
5113 研修費	19,000	21,000	-2,000
5115 謝金	1,835,150	1,511,350	323,800
5116 旅費交通費	304,834	234,304	70,530
5118 通信運搬費	151,157	104,685	46,472
5119 消耗品費	522,338	182,917	339,421
5121 印刷製本費	164,085	157,541	6,544
5124 賃借料	413,665	298,623	115,042
5127 租税公課	800		800
5128 支払負担金	219,000	213,000	6,000
5133 雑費	10,000	53,000	-43,000
5136 手数料	23,650	22,770	880
管理費	4,114,829	4,386,947	-272,118
5142 給料手当	1,887,320	1,789,306	98,014
5144 法定福利費	5,762	1,294	4,468
5145 会議費	101,529		101,529
5146 旅費交通費	8,560	5,920	2,640
5147 通信運搬費	782,408	1,061,165	-278,757
5150 消耗品費	33,294	30,572	2,722
5152 印刷製本費	480,393	542,175	-61,782
5155 賃借料	517,828	592,630	-74,802
5157 保険料	4,300	4,300	
5158 租税公課	10,600		10,600
5161 支払手数料	187,835	154,585	33,250
5162 雑費	15,000	65,000	-50,000
5165 業務委託費	80,000	140,000	-60,000
経常費用計	7,837,094	7,197,795	639,299
当期経常増減額	743,645	1,828,084	-1,084,439
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	743,645	1,828,084	-1,084,439
当期一般正味財産増減額	743,645	1,828,084	-1,084,439
一般正味財産期首残高	10,866,007	9,037,923	1,828,084
一般正味財産期末残高	11,609,652	10,866,007	743,645
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	11,609,652	10,866,007	743,645

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
0002現金預金	13,201,082	2112未払金	871,852
1113普通預金	13,201,082	2123未返還金	766,152
1124前払金	60,000	2115預り金	13,426
流動資産 合計	13,261,082	流動負債合計	1,651,430
【固定資産】		正味財産の部	
(1)基本財産		【正味財産】	
(2)特定財産		一般正味財産	11,609,652
(3)その他固定資産		正味財産の部合計	11,609,652
資産の部合計	13,261,082	負債及び正味財産合計	13,261,082

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】 0002現金預金 ・普通預金 北陸銀行本店 9,727,783 ・ゆうちょ銀行 (会費) 3,468,233 ・ゆうちょ銀行 (統一模擬試験) 5,066 1124前払金 ・富山福祉短期大学 (事務局員2名駐車場代) 60,000	13,261,082	【流動負債】 2112未払金 ・ワークハウス連帯他 (令和5年度事業費等) 871,852 2123未返還金 ・(福)富山県共同募金会 (令和5年度事業助成金返還金) ・富山県(権利擁護対応窓 口設置運営事業) 766,152 2115預り金 ・源泉徴収所得税 13,426	1,651,430
		負 債 合 計	1,651,430
資 産 合 計	13,261,082	差 引 正 味 財 産	11,609,652

2 監査報告

監査報告書

令和6年5月16日

一般社団法人富山県社会福祉士会
会長 清水 剛志 様

監事 寺岡 栄一 

監事 岡本 久子 

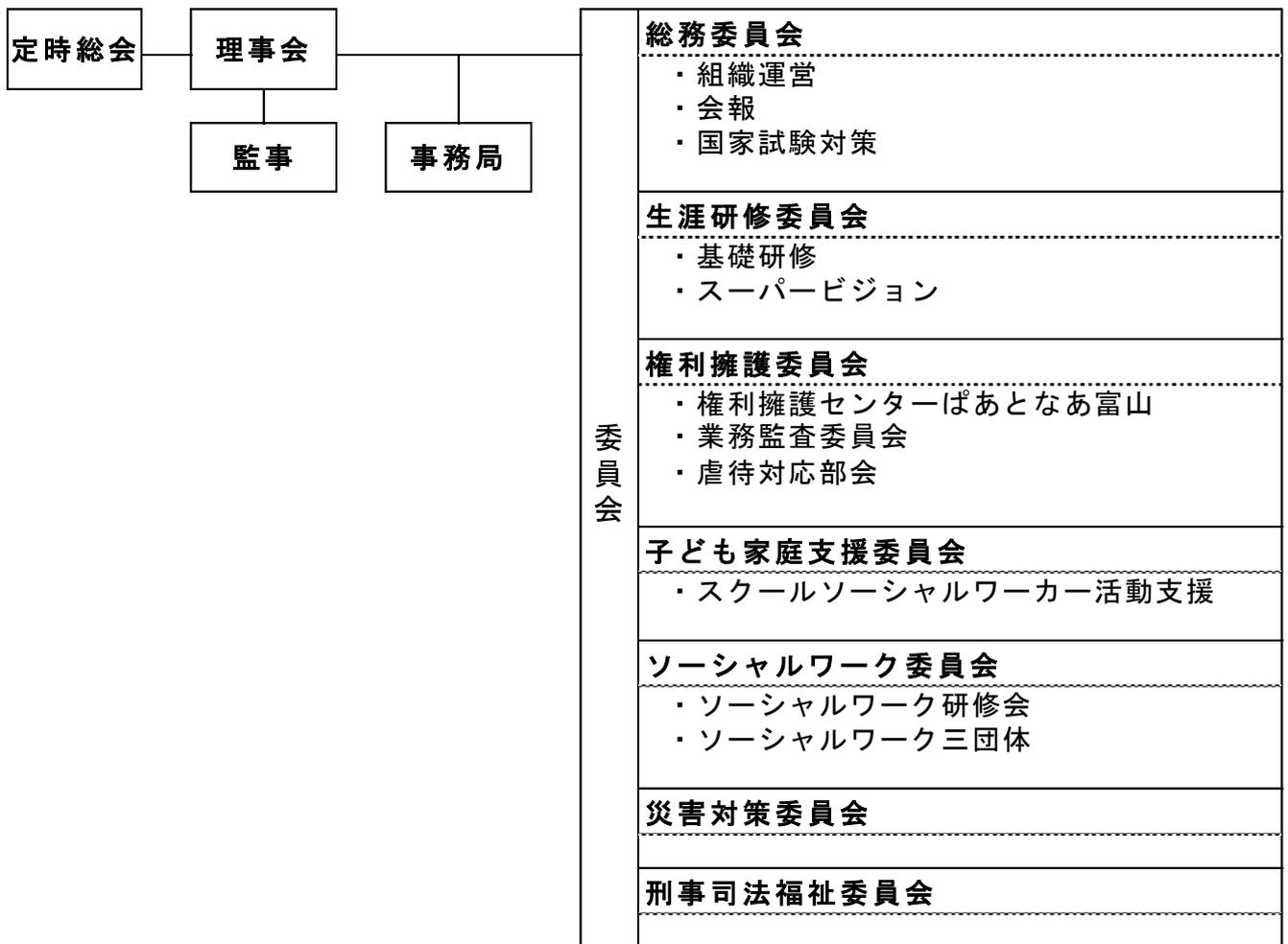
私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度における会計及び業務の監査を行いました。

その結果について、次の通り報告いたします。

1. 会計監査について、会計帳簿並びに関係書類を閲覧・照合した結果、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載の金額と一致し、当会の収支状況及び財産状態を正しく表示していると認めます。
2. 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類を閲覧した結果、事業報告書は当会の事業の執行状況を正しく表示していると認めます。

以上

一般社団法人 富山県社会福祉士会 運営組織図



(参考資料 1)

一般社団法人 富山県社会福祉士会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人富山県社会福祉士会と称する。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を富山県射水市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第 3 条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする富山県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉の援助を必要とする富山県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 社会福祉施設及び福祉サービスの機能と質の向上並びにこれらの評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第 6 条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 60 条第 2 項の機関として、理事会及び監事を置く。

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般法人法上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。第 28 条の規定により社会福祉士として現に登録されている者であり、富山県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者

- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

- (1) 苦情を申し立てられ、又は綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者
- (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者
- (3) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき。
- (5) 社団法人日本社会福祉士会の会員資格を喪失したとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、12名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 役員を選任に関する事項は、規則で定める。

4 監事は、当法人又はその法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同種団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常任理事は、当法人の常務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常任理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

5 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、その職務をおこなわなければならない。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間おける当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第33条 当法人は、役員一般の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常任理事の選任並びにこれらの者の解任

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち1名以上が署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第46条 当法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産となる基本財産を定めることができる。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類について監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 第1項の規定により報告された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動報告の状況並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5号第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第53条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(必要な事項の委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第58条 当法人は、当法人に財産を贈与し若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第59条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

(附則)

平成21年2月15日

(附則)

平成24年5月26日

(附則)

平成25年6月1日

(参考資料2)

一般社団法人富山県社会福祉士会
委員会の設置及び運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）の事業を円滑に実施するための委員会の設置及び運営に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「委員会」とは、委員会及び研究会等の名称のいかんを問わず、本会事業の企画・研究・調査等の推進を目的として継続的または期間を定めて設置する機関をいう。

(委員会の区分)

第3条 委員会を次のとおり区分する。

- (1) 組織運営に必要な常設の委員会
- (2) 本会の円滑な運営を目的として理事会を補佐する委員会
- (3) 事業の到達目標を明確にした有期の委員会
- (4) 本会の事業・実務の推進を目的としてその企画運営を担う委員会

(適用の除外)

第4条 この規則は、既に本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会及び助成金事業等の運営のために設置された委員会には適用しない。ただし、本会定款その他の規則等により個別に規定されている委員会においても、以下の各条項の具体的規定が定められていないものについては、この規則を適用するものとする。

(委員会の設置)

第5条 委員会を新たに設置するときは、理事会の承認を受けなければならない。

(委員会の開催)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は当該年度に原則2回以上開催しなければならない。

(委員長の選任)

第7条 委員長は、理事会において原則として理事及び正会員若しくは学識経験者のうちから選任し、会長が委嘱する。

2 委員長が欠けたときは、理事会において速やかに後任の委員長を選任しなければならない。

(委員会の終了及び解散)

第8条 委員会を終了あるいは解散するときは、委員長が理由を明らかにし、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は委員会の終了あるいは解散する時期を決定することができる。

(委員長の責務)

第9条 委員長は、当該委員会の年度事業計画・予算、並びに前年度事業報告・決算を理事会にて指定する期日までに作成しなければならない。

2 委員長は、事業計画及び予算に基づき事業を執行する。

3 委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、業務執行理事の求めに応じて報告しなければならない。

4 理事でない委員長は理事会の求めがある場合は、理事会に出席しなければならない。

(委員)

第10条 委員は3名以上とし、原則として過半数を正会員とする。

2 理事でない委員は複数の委員会を兼務しないものとする。ただし、当該委員会の委員長からの要請があり、かつ当該委員が兼務することを了解している場合は、この限りではない。

(費用弁償)

第11条 委員会活動に伴う旅費等費用の弁償事項は、別に定める本会費用弁償に関する規程に従う。

(謝金)

第12条 委員会活動に伴う謝金の支払いに関する事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第13条 この規則を改廃する時は、本会理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規則は、令和5年9月7日から施行する。

(参考資料3)

一般社団法人富山県社会福祉士会
会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人富山県社会福祉士会定款（以下「定款」という。）第9条の規定に基づき、本会の会費等の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 定款第7条に規定する正会員の入会金の額は5,000円とする。
2 入会年度において満30歳を超えない者は入会金を免除することができる。

(会費)

第3条 定款第7条第1項第1号に規定する正会員の会費は、年間14,000円とする。
2 入会年度において満30歳を超えない者は当該年度の年会費を免除することができる。
3 定款第7条第1項第2号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間10,000円、個人の場合は年間3,000円とする。
4 一旦納入された会費は、本会の責に帰する原因のある場合を除き、これを返還しないものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第5条 この規則を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規則は、令和5年9月7日から施行する。

(参考資料4)

一般社団法人 富山県社会福祉士会
弔慰金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という）の会員が死亡した際の、弔慰金等の支払いについて定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、定款第7条第1項に規定する正会員に適用する。

(支給事項の範囲)

第3条 弔慰金を支給する場合は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会員の死亡
- (2) その他、必要と認められたとき

(弔慰金)

第4条 会員が死亡した場合は、弔慰金として10,000円を支給することができる。
また、別に本会会長名をもって弔電を送付する。

(適用の除外)

第5条 この規程に定めがないものでも、会長が必要と認めるときは支給することができる。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成19年5月27日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年9月7日から施行する。

(参考資料5)

一般社団法人富山県社会福祉士会費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）の役員等が本会の事業に従事した場合の費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規程の適用の対象となる事業とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 定款に定める理事会、総会等の機関の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること
- (2) 公益社団法人日本社会福祉士会が主催する会議、研修会に本会として出席、又は本会の推薦を受けて参加すること
- (3) その他本会会長が費用弁償することを承認した事業等に参加すること

(費用弁償の支給)

第3条 費用弁償は、別表に掲げる額とし、その支給については理事会の定めるところによる。

2 源泉徴収による所得税その他法令に基づき費用弁償から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払うものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に関し必要な事項は理事会の定めるところによる。

(附則)

この規程は、平成19年5月27日から施行する。(平成19年5月27日総会)

(附則)

この規程は、平成21年5月24日から施行する。(平成21年5月17日制定)

(附則)

この規程は、令和5年10月12日から施行する。(令和5年10月12日制定)

別表

区分	費用弁償						
	鉄道賃 船賃 航空賃	車賃	日当			宿泊料（1夜につき）	
			県内日 当	オンライン参 加の場合	県外への 旅行の場合	甲地方	乙地方（甲 地方以外）
理事 監事 会員	実費	1キロメ ートルに つき 20円	1時間 につき 1,100円	1事業 につき 1,100円	1日につ き 2,200 円、日帰 りの場合 3,300円	11,100円 以内	10,000円 以内
その他	本会役職員の職務にある者に準ずる。						

- 備考 1 宿泊料の欄中甲地方とは、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都特別区、神奈川県横浜市・川崎市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市・堺市、兵庫県神戸市、広島県広島市、福岡県福岡市
- 2 宿泊施設に宿泊しない場合には、支給しないものとする。

(参考資料6) 一般社団法人 富山県社会福祉士会
顧問弁護士設置要綱

(設置)

第1条 一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）は、本会の運営上の法律問題及び訴訟に関する事項（以下「法律問題等」という。）について、日常的に指導、助言を受けるため、本会顧問弁護士（以下「顧問弁護士」という。）を設置する。

(業務)

第2条 顧問弁護士は本会の関わる法律問題等全般について、本会の依頼により、相談に応じるものとする。

(委嘱)

第3条 顧問弁護士は弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されているもののうちから、本会会長が理事会の承認を得て委嘱する。

2 顧問弁護士の委嘱期間は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第4条 本会は第2条の規定により顧問弁護士が相談に応じた場合は、次の表に掲げる報酬を顧問弁護士に支払うものとする。この場合において、支払額は確定した報酬の額から源泉徴収税額を差し引いた額とする。

相談1回当たりの時間	報酬の額	備考
1時間まで	10,000円	時間には、案件の検討に要した時間を含む。
以降、1時間を増すごとに、10,000円を加算する。		

(相談手続)

第5条 本会が顧問弁護士に相談を依頼しようとする場合は、様式第1号により、あらかじめ理事会の承認を要するものとし、弁護士への連絡は本会事務局長が行う。

2 顧問弁護士に相談を行うものは理事会の議決により、本会会長が指名する者として、指名された者が相談を終了した場合は、様式第2号により、速やかに理事会に報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、顧問弁護士に関し必要な事項は、本会会長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第7条 この要綱を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この要綱は、令和2年6月28日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

法律相談の依頼について(協議)

相談者 会長が指名した者	
相談を依頼する日 (予定日)	年 月 日
(相談の内容)	

様式第2号（第5条関係）

法律相談の結果について(報告)

次のとおり、法律相談の結果を報告します。

相談を依頼した 弁護士の氏名	
相談を依頼した日	年 月 日
相談に要した時間(案 件の検討に要した時 間を含む。)	時間 分
(相談の結果)	

(参考資料 7)

一般社団法人 富山県社会福祉士会
WEB会議システムの運用指針

(目的)

第1条 本指針は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）のWEB会議の利用において適切に運用されることを目的とする。

(管理運用)

第2条 WEB会議のシステムと主催者IDの管理は事務局が行う。

- 2 利用承認は事務局が承認する。
- 3 会議への招待メールは事務局が利用申請者に送信する。

(利用申請者と利用目的)

第3条 WEB会議は本会理事、各委員長または研修担当者等が申請したものに限り利用できる。

- 2 WEB会議を利用できるものは、次の各号に掲げる本会関連会議とする。
 - (1) 理事会
 - (2) 各種委員会
 - (3) 研修会
 - (4) その他会長が認めた会議等

(事務手続き等)

第4条 利用申請者は、WEB会議利用申請書（様式第1号）に次の各号に記す必要事項を記載して、本会事務局にE-mailで申請する。

- (1) 利用申請者の氏名と所属
 - (2) 利用会議名
 - (3) 希望する会議日時
 - (4) 所要時間
 - (5) 利用申請者のE-mailアドレス
 - (6) 会議参加者数
- 2 事務局が利用申請を許可した場合、利用申請者へ会議日の前日までに招待メールを送信する。

(改廃)

第5条 この指針を見直すときは、本会理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この指針は、令和5年10月12日から施行する。

WEB会議利用申請書

一般社団法人 富山県社会福祉士会
会 長 清水 剛志 殿

申請年月日 年 月 日

申請者所属

申請者氏名

会議の詳細

利用会議名	
希望する会議日時	年 月 日 () : ~ :
利用申請者のE-mail アドレス	
会議参加者予定者数	

< M E M O >

一般社団法人富山県社会福祉士会

〒939-0341 富山県射水市三ヶ579

TEL/FAX 0766-55-5572

URL <http://toyama-csw.org/>